

議案第6号

加西市税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和3年2月26日提出

加西市長 西村 和 平

加西市税条例の一部を改正する条例

加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項の表中「60,000円」を「50,000円」に、「144,000円」を「120,000円」に、「156,000円」を「130,000円」に、「180,000円」を「150,000円」に、「192,000円」を「160,000円」に、「480,000円」を「400,000円」に、「492,000円」を「410,000円」に、「2,100,000円」を「1,750,000円」に、「3,600,000円」を「3,000,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の加西市税条例第31条第2項の規定は、令和3年4月1日以後に開始される事業年度に係る法人の市民税について適用し、同日前に開始された事業年度に係る法人の市民税については、なお従前の例による。

(審議資料)

法人市民税均等割について、近隣市との均衡を図るため、適用する税率を制限税率から標準税率に変更するもの。

【概要】

資本金等の額	市内の従業者数	税額【現行】	税額【改正案】
1,000万円以下のもの	50人以下	60,000円	50,000円
	50人超	144,000円	120,000円
1,000万円を超え 1億円以下のもの	50人以下	156,000円	130,000円
	50人超	180,000円	150,000円
1億円を超え 10億円以下のもの	50人以下	192,000円	160,000円
	50人超	480,000円	400,000円
10億円を超え 50億円以下のもの	50人以下	492,000円	410,000円
	50人超	2,100,000円	1,750,000円
50億円を超えるもの	50人以下	492,000円	410,000円
	50人超	3,600,000円	3,000,000円

※令和3年4月1日以降に開始する事業年度から適用